

令和 2 年

上尾市議会第 2 回臨時会議案

議 案 名

議案第 9 5 号	令和 2 年度上尾市一般会計補正予算（第 8 号）……………	別冊
議案第 9 6 号	上尾市職員の給与に関する条例及び上尾市一般職の 任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する 条例の制定について……………	1
議案第 9 7 号	市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部を改 正する条例の制定について……………	3

議案第 96 号

上尾市職員の給与に関する条例及び上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市職員の給与に関する条例及び上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 1 月 27 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市職員の給与に関する条例及び上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(上尾市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 上尾市職員の給与に関する条例（昭和 30 年上尾市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条の 2 第 2 項及び第 3 項中「100 分の 130」を「100 分の 125」に改める。

第 2 条 上尾市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 16 条の 2 第 2 項及び第 3 項中「100 分の 125」を「100 分の 127.5」に改める。

(上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第 3 条 上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 22 年上尾市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 4 項中「100 分の 130」を「100 分の 125」に、「100 分の 170」を「100 分の 165」に改める。

第 4 条 上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 10 条第 4 項中「100 分の 125」を「100 分の 127.5」に、「100 分の 165」を「100 分の 167.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条及び第 4 条の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

人事院勧告に準じて、市職員に支給する期末手当の支給割合を引き下げたいので、この案を提出する。

議案第 97 号

市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定
について

市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を次のよう
に定める。

令和 2 年 1 1 月 2 7 日 提出

上尾市長 畠 山 稔

市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

第 1 条 次に掲げる条例の規定中「100分の225」を「100分の220」に改める。

- (1) 市長及び副市長の給与等に関する条例（昭和44年上尾市条例第2号）第5条第2項
- (2) 上尾市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和44年上尾市条例第3号）第5条第2項
- (3) 教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和44年上尾市条例第5号）第5条第2項

第 2 条 次に掲げる条例の規定中「100分の220」を「100分の222.5」に改める。

- (1) 市長及び副市長の給与等に関する条例第5条第2項
- (2) 上尾市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第5条第2項
- (3) 教育委員会教育長の給与等に関する条例第5条第2項

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

提案理由

市職員に支給する期末手当の支給割合の引下げに準じて、市長、副市長、議会の議員及び教育長に支給する期末手当の支給割合を引き下げたいので、この案を提出する。

